

## 公 示

独立行政法人国際協力機構（以下「機構」という。）がコンサルタント等との業務実施契約（単独型）に基づき実施する予定の案件を公示します。

これら案件の選定に当たっては、企画競争（プロポーザル方式）を採用します。応募のための簡易プロポーザル作成に当たっては、以下の事項に留意した上で、当機構ホームページで公開している「プロポーザル作成要領」に従って作成願います。

なお、公示に関する照会は調達部（Tel:03-5226-6612, 6613）あてにお願いします。

2013年4月24日

独立行政法人国際協力機構  
契約担当役  
理事 小寺 清

### 【1. 簡易プロポーザル提出の資格】

簡易プロポーザル提出の有資格者は、平成25・26・27年度全庁統一資格を有する者、同資格を有していない場合は機構の事前資格審査を受けている者又は国際協力人材登録している者に限られます。

また、法人の場合、日本国で施行されている法令に基づき登録されている法人、個人（法人に所属する個人を含む。）の場合、日本国籍を有する方に限ります。

会社更正法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない者は、簡易プロポーザル提出の資格がありません。

国際協力人材登録者については、公示案件に応募する際、調達部受付（機構本部1F）（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）へ、簡易プロポーザル及び見積書とともに以下の（1）～（3）の書類（すべて原本が必要。コピーは不可。）を提出（郵送又は持参にて必着）していただく必要があります。

（1）住民票又は住民票記載事項証明書（海外在住の場合は、在留証明書）

平成15年10月以降（機構発足後）に国際協力人材部人材確保課又は調達部計画課に住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかを提出した方は不要です。

なお、国際協力人材登録を一度削除されて、新たに登録を行う方は改めて住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本又は戸籍抄本のいずれかの提出が必要となります。

（2）納税関係書類

1）納税証明書「その3の2」（未納額がない証明書：税務署発行のもの）

ただし、給与所得者の場合は源泉徴収票で可とします。

2）住民税納税証明書（区市町村発行のもの）

注1）各年の納税証明書の発行時期については、発行機関によって多少差異がありますので、各機関へ直接お問い合わせ下さい。発行時期に達していないため、当年度分の納税証明書を提出できない場合、または、納期経過未納額がある場合は、昨年分の納税証明書を提出して下さい。

注2）以下の方については、納税関係書類の提出は不要です。

a．当年度において、2回目以降のプロポーザル提出となる方（ただし、納税関係書類の有効期間が過ぎている場合は、再度提出が必要です。）

b．過去に海外に居住し、納税関係書類を提出できない方（ただし、海外居住の旨を記載した住民票を提出願います。）

c．被扶養者等納税義務のない方（ただし、非課税証明書を提出願います。）

d．現在海外に居住している方（ただし、在留証明書を提出願います。）

（3）消費税課税事業者届出書の控

消費税課税対象者は、上記の納税関係書類に加え、2年以内の税務署受付印のある消費税課税事業者届出書の控を提出してください。

この他、所属先を有する方については、派遣について所属先の同意が得られない場合は派遣できませんので、簡易プロポーザル提出前に必ず所属先の承認確認をお願いします。

また、国際協力人材登録者については、契約交渉時に過去1年以内の健康診断書（写）の提示をお願いします。

### 【2. 提出書類】

簡易プロポーザル作成に際しては、「プロポーザル作成要領」を十分参照願います。

「プロポーザルの作成要領」は、機構ホームページ「調達情報」中「コンサルタント等の調達」

（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>）を参照してください（ハードコピーでの販売・配布は行っておりません）。

簡易プロポーザルは、以下の3つの文書から成ります。様式がありますので、上記の「プロポーザル作成要領」及びホームページ（同上）を参照願います。

（1）簡易プロポーザルの提出の頭紙

（2）簡易プロポーザル本体

業務の実施方針、業務従事者の経験・能力等

（3）見積書

見積書は簡易プロポーザルとは別に密封して下さい。なお、婚姻等で姓が変更になった場合は新しい姓で簡易プロポー

ザルを作成して下さい。また、変更後は必ず旧姓を併記して下さい。

### 【3．プロポーザルの提出方法】

簡易プロポーザルは、提出期限（時刻）までに、持参して下さい。郵送の場合は提出期限（時刻）必着とします。

### 【4．情報の公開について】

本公示により、プロポーザルを提出するコンサルタント等においては、その法人、個人、団体名を、コンサルタント等契約情報として機構ホームページ上に原則公表しますのでご承知下さい。

また、本公示により契約に至った契約先に関する情報を機構ホームページ上で公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようご理解をお願いいたします。

なお、プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

具体的には、「公共調達適正化について」（平成18年8月25日付財計第2017号）に基づき、下記リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（<http://www.jica.go.jp/announce/proper/domestic/index.html>）また、下記（1）に該当する場合は右リンクのとおり契約に係る情報を公表します。（[http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku\\_0701.html](http://www.jica.go.jp/disc/keiyaku_0701.html)）

#### （1）公表の対象となる契約相手方

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア．当該契約の締結日において、当機構で役員を経験した者が再就職していること、又は当機構で課長相当職以上の職を経験した者が役員等（注）として再就職していること

注）役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、

助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含む。

イ．当機構との間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

#### （2）公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア．対象となる再就職者の氏名、再就職先での現在の職名、当機構での最終職名

イ．契約相手方の直近3か年の財務諸表における当機構との取引高

ウ．契約相手方の総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引割合

エ．一者応札又は応募である場合はその旨

#### （3）当機構の役員経験者の有無の確認日

当該契約の締結日とします。

#### （4）情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

### 【5．プロポーザルの無効】

提出されたプロポーザルが次の事項に該当した場合、プロポーザルは無効となりますので、ご注意ください。

（1）提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

（2）提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき

（3）同一提案者（コンサルタント企業等）から、同一の案件に対し、従事予定者が異なる2通以上のプロポーザルが提出されたとき

（4）プロポーザル提出者が全省庁統一資格結果通知書を取得していない、またはJICAの事前の資格審査を受けていないとき

（5）JICAが定める「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年細則（調）第42号）に基づく指名停止を受けている期間中である者又は当該者が構成員となる共同企業体からプロポーザルが提出されたとき

（なお、プロポーザルの提出後であってもプロポーザル審査結果の通知前に指名停止を受けた者を含みます。）

（6）虚偽の内容が記載されているとき

（7）前項に掲げるほか、業務指示書又はコンサルタント等契約関連規程に違反したとき

### 【6．業務期間重複によるプロポーザル提出の制限】

（1）既に受注している案件または契約交渉中の案件と業務期間が重なる業務従事予定者を配置して応募することは認められません（ただし、業務期間を調整して重複を避けることができる場合、応募に支障ありません）。

（2）プロポーザルの提出期限を同じにする複数の案件に、業務期間が重なる業務従事者を配置して応募することはできません。

（3）業務期間が重複する可能性のあるJICAの他の業務実施契約（単独型）案件に応募し、選定結果が未通知である業務従事者を配置して応募する場合、応募中の案件を含めて2案件までであれば応募することができます。

### 【7．その他】

（1）登録制度は廃止いたしました。当機構にて行っております契約競争やコンサルタント契約に関心を持っていただいている方の情報をとりまとめたく、「情報シート」の提出をお願いしておりますので、ご対応の程よろしくお願い致します。

詳しくは、機構ホームページ「調達情報」>「事前資格審査制度」をご確認ください。情報シートの様式も掲載しております。

（2）不採用になったプロポーザル（正）及び見積書（正）は返却可能です。選定結果の通知日から2週間以内に、返却を希望する旨を調達部担当契約課にご連絡ください。連絡がない場合は機構で処分します。

（3）プレゼンテーションを行う案件については、原則、公示にて指定された場所においてプレゼンテーションを実施することとします。これによりがたい場合は、調達部担当者にご相談ください。なお、条件がそろわない場合には、プレゼンテーションを実施いただけないこともあります（その際は、プレゼンテーションの評価点がゼロとなります。）ので、ご承知おきください。

（4）航空運賃を見積る場合には、ZONE-PEX運賃を上限の単価として見積りを行って下さい。「業務実施契約等における正規制引航空運賃の利用について／通知（PR）第9-27004号」によりビジネスクラスの利用が認められる業務従事者の渡航については、ビジネスクラス正規制引運賃までを上限の単価として見積りを行ってください。

なお、実際の航空券の手配にあたっては、上記見積額を上限としつつも、業務実施上の必要による経路の変更、予約の変更等の必要な緊急時の対応も考慮しつつ、より効率的であるとともに経済的な航空券の手配に努めてください。

なお、業務に含まれる国内での会議等に出席するための旅費・交通費については、諸経費に含まれるとの整理をいたしますので、支給の対象とはなりません。

（5）先方政府から日本国政府に対して要請のあった専門家を派遣するための契約案件については、専門家を派遣する際には最終的に専門家の履歴を示した上で、先方政府の受入れを確認することが必要となります。

このため、先方政府からの受入れ確認が得られることが契約成約の条件となり、契約は受入れ確認が得られた後の締結となりますので、予めご承知おき願います。

番号：31 国名：全世界 担当：審査部  
案件名：生態系配慮に係る調査（環境社会配慮）

1 今回契約予定のコンサルタント  
環境社会配慮 3号

2 契約予定期間： 全体 2013年5月下旬から2014年2月下旬まで

担当分野	第1次国内作業	国内準備期間	第1次現地派遣	国内準備期間	第2次現地派遣
環境社会配慮	45	7	15	8	15

第2次国内作業 合計M/M  
30 5.50M/M  
(国内：4.50M/M 現地：1.00M/M)

3 簡易プロポーザル提出部数、期限、場所  
簡易プロポーザル：正1部写4部  
見積書：正1部写1部  
提出期限：5月8日(12時まで)  
提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4 プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針
- |                    |   |
|--------------------|---|
| ア 業務方針の的確性         | 3 |
| イ 業務方法の整合性、現実性等    | 6 |
| ウ 当該業務実施上のバックアップ体制 | 1 |
- (2) 業務従事者の経験能力等
- |                               |    |
|-------------------------------|----|
| ア 担当事項：環境社会配慮                 |    |
| (ア) 類似業務の経験                   | 45 |
| (イ) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域での業務経験 | 9  |
| (ウ) 語学力                       | 18 |
| (エ) その他 学位、資格等                | 18 |
- (計100点)

5 記載時留意事項

語学の種類：英語（語学は認定書（写）を添付してください。）  
対象国/地域：バングラデシュ、ウガンダ、ケニア、ボリビア/全途上国  
類似業務：自然生息地に係る環境社会配慮調査

6 条件

補強認めない。  
その他：

7 業務の背景と目的

JICAの協力事業においては、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン(2010年4月公布)」(以下「JICA環境ガイドライン」)に基づき、環境社会配慮の精度の一層の充実を図っていく必要がある。特に自然生息地において大型インフラ事業を行う場合、生態系に著しい影響を与える可能性があるため、影響の回避、最小化、補償等の措置及び環境に係る実施機関の能力強化が求められる。また、生態系影響の種類・規模及び事業地の立地条件等が事業毎に多岐に亘っているため、環境社会配慮の審査・監理過程における影響予測評価、緩和策やモニタリング計画の策定・精査等に必要となる事例や教訓の蓄積及び留意事項等の抽出・整理が急務となっている。

このような状況を受け、JICA審査部では「自然生息地の事業における環境社会配慮に係る調査」を実施し(2012年2月~2013年3月)、JICA環境ガイドラインがベンチマークとして参照している世界銀行が実施した自然生息地における案件事例、過去の取り組み等について情報収集を行い『自然生息地におけるJICA事業実施ソースブック』(以下、「ソースブック」)を作成した。

本調査においては、ソースブック及び関連資料等を基に生態系配慮の観点での留意項目・確認事項等について抽出・分析整理を行い、生態系配慮に係るJICA環境ガイドラインの補完資料としてガイダンスノートを作成する。当該資料はJICA協力事業の形成・設計・審査の各過程において有用な執務参考資料として、実務レベルで活用されることが期待される。また、自然生息地(周辺を含む)における事業に対して生態系配慮が必要となる個別案件に係る業務支援等を行い、ガイダンスノート案を検証しつつ環境社会配慮の審査体制の一層の強化を図ることを目的として2回の現地調査を実施する。

## 8 業務の範囲及び内容

本コンサルタント団員はJICA環境ガイドライン及びJICAの資金協力事業の仕組み・手続きを十分把握の上、JICA環境ガイドラインに基づき、生態系配慮の案件審査・管理に有用な調査分析等を行う。また、自然生息地周辺で実施する可能性がある案件の生態系配慮に係る問題・留意点の抽出、整理、確認、説明等の環境社会配慮業務支援を行うため、JICAが今年度予定している案件の現地調査に参画し、ガイダンスノート作成に必要な情報等を収集し取り纏める。

関連する環境社会配慮業務に対する支援を行う国として現在、バングラデシュ、ウガンダ、ケニア、ボリビア等のうち2ヶ国を予定しているが、審査時期を考慮して業務支援を必要とする具体的案件については最終的にJICAが決定する。

具体的な業務事項は次の通りとする。

### ア. 第1次国内作業期間（2013年6月上旬～9月上旬）

#### (ア) 既存資料のレビュー

本ガイダンスノートはJICA環境ガイドライン等を補完する執務参考資料として扱われる。そのため、図解、表・グラフ、囲み記事、例示、写真等を活用し、自然生息地に関する専門知識を有しない実務者にとっても平易で明解な様式とする。なお、ガイダンスノート作成にあたり、必要に応じて専門家の知見等も取り入れながら関連資料の内容の把握、レビュー等を行う。

#### (イ) JICA内ワークショップの実施

ガイダンスノート作成過程で適宜、JICA職員等の意見を反映させるためJICA審査部内でワークショップを3回程度実施する。以下の要領で職員とのワークショップを行い、適宜、意見交換を行う。各ワークショップの協議内容を検討の上、ガイダンスノート案を編集、更新、加筆、修正する。

#### (第1回目)

- a ブレインストーミング（自然生息地における事業でこれまで得た知見、問題点、反省点、要望点等）
- b 現ソースブックの評価（良い点、改善点を具体的に）
- c ガイダンスノートへの要望等

#### (第2回目) ガイダンスノートの構成と概要（案）に関する意見交換

#### (第3回目) ガイダンスノートの草案に関する意見交換

#### (ウ) ガイダンスノートの内容案検討

ガイダンスノートには主に以下の事項を含むものとする。

- a 自然生息地、生態系への配慮の必要性  
なぜ生態系への配慮が必要であるか、事業が及ぼす累積的・2次の影響等について簡潔に説明、例示する。
- b 自然生息地における事業実施決定に係る留意点  
JICA環境ガイドラインおよび世銀等の事例を基に、案件の要請が出されたスクリーニングの段階で事業を実施するか否かについて判断基準、実施する場合はどのような課題が想定され、実施検討する際の留意点と手法、判断基準等を提示する。
- c 自然生息地における事業実施計画における留意点  
上記スクリーニングを経て事業を実施する場合、事業の各セクター、自然生息地のタイプ等に応じて想定される影響に対して留意すべき点を整理する。スコーピングの第一段階を実施し現地調査を行う場合のTOR等の作成法について検討する。
- d 環境影響評価（EIA）報告書の作成あるいは既存のEIA報告書の評価  
協力準備調査等でEIA実施支援を行う場合の留意点を整理する。相手国側でEIA報告書が作成されている場合の評価ポイント、また追加調査が必要となる場合の追加調査実施の検討方法等について提示する。
- e モニタリング及び環境管理計画（EMP）の留意点  
モニタリングの手法、モニタリング計画の策定、EMPの内容や実施体制等に関する留意点を記載する。
- f JICA環境ガイドライン上、自然生息地において事業実施時に留意する環境社会配慮の観点、考え方  
実施機関に対して、JICAの自然生息地における環境社会配慮の考え方及びEIA報告書作成にあたっての留意点を説明するための文書として用意する。
- g 自然生息地における緩和策の留意点  
オフセット等に関する説明及び事例を提示する。
- h 戦略的環境アセスメント（SEA）  
特に自然生息地への影響に特化して戦略的環境アセスメントの説明をする。

### イ. 国内準備期間（2013年9月下旬～2013年10月上旬）

第1次現地調査に係る以下の準備を行う。

#### (ア) 案件内容の把握（F/S等関連資料のレビュー）

#### (イ) EIA報告書、EMP、環境モニタリング計画等、環境社会配慮確認に必要な資料のレビュー

#### (ウ) 上記(ア)、(イ)を踏まえ、生態系配慮の観点から特に留意すべき項目や確認すべき事項を抽出

#### (エ) 確認を要する事項について質問状、環境管理計画等の必要資料の作成（英文）

### ウ. 第1次現地派遣期間（2013年10月中旬～2013年10月下旬、派遣国：バングラデシュ国、以下「バ」国）

現地調査において以下の業務を行う。

- (ア) 現地調査及び審査時に実施機関との協議に参画。生態系配慮の観点から適切な代替案、緩和措置等の検討
- (イ) 調査結果の取りまとめ
- (ウ) 収集資料等の整理、分析、評価
- (エ) JICA環境ガイドラインとの整合性の確認
- (オ) ガイダンスノート案を含む関連する環境社会配慮業務に関する諸支援

工. 国内準備期間（2013年11月下旬～2013年12月中旬）

第2次現地調査に係る以下の準備を行う。

- (ア) 案件内容の把握(F/S等関連資料のレビュー)
- (イ) EIA報告書、EMP、環境モニタリング計画等、環境社会配慮の確認に際し必要となる資料のレビュー
- (ウ) 上記(ア)、(イ)を踏まえ、生態系配慮の観点から特に留意すべき項目や確認すべき事項を抽出
- (エ) 確認を要する事項について質問状、環境管理計画等の必要資料の作成（英文）

オ. 第2次現地派遣期間（2014年1月中旬～2014年1月下旬、派遣国：ボリビア国、以下「ボ」国）

現地調査において以下の業務を行う。

- (ア) 現地調査及び審査時に実施機関との協議に参画。生態系配慮の観点から適切な代替案、緩和措置等の検討
- (イ) 調査結果の取りまとめ
- (ウ) 収集資料等の整理、分析、評価
- (エ) JICA環境ガイドラインとの整合性の確認
- (オ) ガイダンスノート案を含む関連する環境社会配慮業務に関する諸支援

カ. 第2次国内作業期間（2013年9月上旬～2013年11月下旬）（2014年1月下旬～2014年2月中旬）

ガイダンスノート案の作成に向けて以下の業務を行う。

(ア) これまで作成されたソースブック等の資料で主要部分の和訳（必要に応じて和文概要）を作成する。実施機関やローカルコンサルタントとの共有を想定し、ソースブック及びガイダンスノートの主要部分を英文資料として用意する。

(イ) 主に以下の点について、ガイダンスノートの活用を図る構内セミナーを審査部員対象に行う。またセミナー用資料を基に今後も適宜利用できるトレーニング資料を準備する。さらに、事業の形成・設計時におけるガイダンスノートの活用方法等について構内セミナーを実施する。

- a スクリーニング、助言委員会対応、現地調査等におけるガイダンスノートの活用方法
- b 調査TOR作成時の留意点
- c ネット上のデータベース等の活用方法
- d 専門家の見つけ方
- e 5者協議等、他ドナーのワークショップ等で活用等

キ. 帰国後整理期間（2014年2月上旬～2014年2月中旬）

ガイダンスノート案の最終化に向けて以下の業務を行う。

(ア) 上記イ～オを踏まえ、「バ」国、「ボ」国等における現地調査の結果取り纏めに協力する。

(イ) 現地調査を踏まえ、追加の留意ポイント等についてJICA環境ガイドラインとの整合性を確認の上、作成中のガイダンスノートに反映し、説明の追記等の支援を行う。

(ウ) 得られた知見に基づく現行制度に対するフィードバック、提言案の作成等を通して環境社会配慮業務支援を行う。

9 成果品等

- (1) ガイダンスノート（和文、英文）（各1部）(JICA審査部)
- (2) ソースブックの必要箇所（和文）（各1部）(JICA審査部)
- (3) ガイダンスノートJICA内トレーニング用資料（和文、英文）（各1部）(JICA審査部)

10 特記事項

(1) 業務実施上の留意点

航空券・旅費（日当・宿泊費）は契約に含めず、JICAより別途支給します。（見積書の旅費欄には0円と記載下さい）

(2) プロポーザル提案事項

業務の実施方針をプロポーザルにて提案すること。

(3) 参考資料

本件に係る資料は、JICA審査部環境社会配慮審査課（03 5226 8190）にて閲覧できます。

(4) 必要予防接種 黄熱

(5) その他

特になし